

一 般 質 問 通 告 書

令和5年5月23日

議 会 議 長 様

議席番号 1 番

議員氏名 岩 崎 直 美

質 問 事 項	質 問 要 旨	指 定 答 弁 者
1. L G B T法案を多面的に考える懇談会や勉強会の開催を	5月18日に、自民公明両党は、L G B T法案を提出しました。5月23日時点では、まだ法案は成立しておりません。私は、自民党員の1人であり、町議会議員としても慎重に考えるべき課題と認識しています。 「性同一性は、医学用語ではなく、定義が非常にあいまいであり、英語では最大の論点である性自認と同じ「gender Identity」と表記され、国際社会で趣旨を誤解される恐れがあります。マイノリティー(少数派)の基本的人権と同様、女性や女兒などのマジョリティー(多数派)の人権も徹底して守られるべきであり、一方の権利や差別禁止だけを法制化すれば、逆差別を生みかねません。 社会の分断を招くリスクを内包した法案といえます。 世界日報の記事に同性愛者をカミングアウトした女性が警告をしています。 2015年に全米50州で同性婚が合法化されました。その結果、社会にどのような影響を及ぼしたかという問いをマイノリティーであったエリザベス・ウォニング氏にしたところ、「結婚した男女と血の繋がった家族からなる伝統的な家族の枠組みは、人々に一体感や安定をもたらします。しかし、これがバラバラになったことで、アメリカ社会は非常に不安定化しました。非伝統的な家族の枠組みを受け入れれば、トラウマを負う人が増えることになります。L G B T運動は、国際政治の中で、最も強力な1つになっており、世界を変えてしまうほど強力な文化的	町長 副町長 教育長 人権・男女共同参画推進課長 教育次長 学校教育課長 社会教育課長 管財契約課長 担当課長

5月23日 午前・午後 1時30分 受理

質 問 事 項	質 問 要 旨	指 定 答 弁 者
2. 当町の公の場所における国旗掲揚の現状と意義	シフトをもたらします。」と答えました。 法案が制定されることで、その先にどのような潜在的な問題が起こりえるのか、当町で先駆けて勉強をする機会の創出を提案させていただきたく、以下伺います。 (1) 学校や教育現場、公共施設において、更衣室やトイレ等に変化が生じるとお考えか。 (2) 配布の内閣府政府広報室の資料を踏まえて、立法化され施行されたら、町政、町民にどのような変化が生じるとお考えか。 わが国には、国旗及び国歌に関する法律（平成11年法律第127号）がございます。 第1条第1項 国旗は、日章旗とする。 第2条第1項 国歌は、君が代とする。 1月27日は、国旗制定記念日とされています。 国旗掲揚とは、日々の、私達の当たり前な日常の恩恵に、歴史的に続いてきた我が国へ「謝意をお示しいたします」という事であると認識しております。 そこで、以下伺います。 (1) 当町の各公立幼稚園、保育園、小学校及び中学校での国旗掲揚の状況は。 (2) すぎとピア、環境センター、カルスタすぎと、エコ・スポいずみなど、公の場所での国旗掲揚の状況は。	町長 副町長 教育長 総務課長 学校教育課長 社会教育課長 担当課長
3. 学校教育や生涯学習における日本国憲法の学びとともに、杉戸町発刊の書籍や昭和の歴史に関する書籍等のあり方は	日本国憲法（以下「憲法」という。）は一番身近で一番大切なものです。 また、元号は昭和を終え、平成を迎えた平成元年11月3日、杉戸町誕生100周年を記念して発刊した書籍「杉戸町の歴史」があります。この本は、家族全員で、あるいは、学校の歴史学習に、さらには、地域や社会教育団体等で読まれ、杉戸町の文化を大きく育んでくれるものと期待され、発刊されました。 そこで、学校教育や生涯学習における日本国憲法の学びとともに、杉戸町発刊の書籍や昭和の歴史に関する書籍等のあり方について、以下伺います。 (1) 当町の、学校教育及び生涯学習の中で、憲法を学ぶ機会と内容は。	町長 副町長 教育長 学校教育課長 社会教育課長 担当課長

質 問 事 項	質 問 要 旨	指 定 答 弁 者
	(2) 現在の憲法は、誰が指示し、どのように作られたのか、学校教育及び生涯学習の中で、教えているのか。 (3) 憲法前文や第9条も含めて、分かりやすく憲法の勉強会などの開催を考えては。 (4) 書籍を通して、昭和の歴史を次世代へと語り継ぐ教育や地域への啓発は。	